



島根県報

平成16年3月19日(金)

号外第20号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

条 例

島根県附属機関設置条例等の一部を改正する条例	(総 務 課)	14
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(")	15
地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(")	17
安来市、能義郡広瀬町及び同郡伯太町の合併による安来市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例	(")	18
職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	(")	20
使用料及び手数料の額の改定等に関する条例	(")	21
所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(")	38
肥飼料検査所の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例	(")	72
職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	75
参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例	(")	80
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(")	80
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(")	81
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(")	82
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(")	84
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	(")	86
知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	(")	87
島根県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	88
島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(産 業 振 興 課)	89
島根県風致地区条例の一部を改正する条例	(都 市 計 画 課)	89
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	92
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 庁 総 務 課)	92
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	(高 校 教 育 課)	93
県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例	(")	94
市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	(義 務 教 育 課)	94
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	95
島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	(")	95
議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	96

公布された条例等のあらまし

島根県附属機関設置条例等の一部を改正する条例（条例第1号）

1 条例の概要

(1) 島根県附属機関設置条例の一部改正

他の行政手段等に対応が可能なため次に掲げる審議会を廃止することとした。

ア 島根県職員保健審議会

イ 島根県学校保健体育審議会

(2) 島根県介護保険審査会条例の一部改正

介護保険法に規定する要介護認定等に関する処分に係る審査請求の事件の件数の実績及び今後の見通しを勘案し、当該事件の審査・裁決を行う介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を21人から15人とすることとした。

(3) 島根県環境審議会条例の一部改正

円滑で効果的な運営並びに県民の幅広い意見及び専門的な視点からの意見の反映を図るため、次のとおりその委員の定数及び構成を見直すこととした。

ア 委員定数の上限を40人から20人とすること。

イ 国の地方行政機関の委員に関する必置規定を削除すること。

ウ その他規定の整理

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については、公布の日から施行することとした。

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第2号）

1 条例の概要

次に掲げる条例の引用条項等規定の整理

(1) 職員の退職手当に関する条例

(2) 市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例

(3) 県立学校の教育職員の給与に関する条例

(4) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例

(5) 県立学校の職員定員条例

(6) 市町村立学校の教職員定数条例

(7) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(8) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第3号）

1 条例の概要

(1) 次に掲げる条例が引用する地方公営企業労働関係法の題名の改正等規定の整理

ア 島根県職員定数条例

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

ウ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例

エ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

安来市、能義郡広瀬町及び同郡伯太町の合併による安来市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例 (条例第 4 号)

1 条例の概要

次に掲げる条例中、町の名称を改める等規定の整理

- (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (2) 島根県行政機関等設置条例
- (3) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (4) 島根県保健所条例
- (5) 島根県立知的障害者更生相談所条例
- (6) 島根県児童相談所条例
- (7) 地域農業改良普及センター条例
- (8) 島根県家畜保健衛生所条例
- (9) 島根県屋外広告物条例
- (10) 島根県流域下水道条例

2 施行期日

平成16年10月 1日から施行することとした。

職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 5 号)

1 条例の概要

夏季休暇の日数を 3 日以内から 4 日以内とすることとした。

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例 (条例第 6 号)

1 条例の概要

(1) 島根県手数料条例の一部改正

- ア 消防法の改正に伴う規定の整備
- イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
解体業の許可を受けようとする者	78,000円
解体業の許可の更新を受けようとする者	70,000円
破砕業の許可を受けようとする者	84,000円
破砕業の許可の更新を受けようとする者	77,000円
破砕業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	75,000円

ウ 保育士試験手数料の額の改定

改 定 前	改 定 後
8,900円	12,700円

エ 毒物及び劇物取締法関係手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由をさせようとする者	20,600円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る経由をさせようとする者	6,800円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由をさせようとする者	3,200円

オ 覚せい剤取締法関係手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る経由をさせようとする者	17,600円
覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付の申請に係る経由をさせようとする者	2,900円
覚せい剤原料研究者の指定を受けようとする者	3,900円

カ 薬事法関係手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円

キ 薬事法関係手数料の額の改定等

ア 医薬品製造業の許可又は医薬品輸入販売業の許可を受けようとする者に係る手数料の額の改定

改定前	改定後
69,400円	114,000円

イ 医薬品製造業の許可の更新又は医薬品輸入販売業の許可の更新を受けようとする者に係る手数料の額の改定

改定前	改定後
47,600円	83,100円

ウ その他規定の整備

ケ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律関係手数料の廃止

コ 建築士法関係手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の証明を受けようとする者	500円

サ その他規定の整理

(2) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 自動車の保管場所標章の交付又は再交付に係る手数料の額の改定

改定前	改定後
600円	610円

イ 運転適性検査手数料の額の改定

改 定 前	改 定 後
550円	570円

- (3) 島根県保健所条例の一部改正
民間で対応可能な試験等の廃止等に伴う規定の整備
- (4) 島根県立保健環境科学研究所条例の一部改正
民間で対応可能な試験等の廃止及び試験等についての統一単価での対応の見直しに伴う規定の整備
- (5) 島根県立高等看護学院条例の一部改正
授業料の額の改定

区 分	改 定 前	改 定 後
石見高等看護学院	66,000円	84,000円
松江高等看護学院	33,000円	42,000円

3 年間の激変緩和措置をとることとした。

- (6) 島根県立はつらつ体育館条例の一部改正
使用料の区分の見直しに伴う規定の整備
- (7) 島根県立武道施設条例の一部改正
使用料の区分の見直しに伴う規定の整備
- (8) 島根県立体育施設条例の一部改正
使用料の区分の見直しに伴う規定の整備
- (9) 島根県青少年社会教育施設条例の一部改正
使用料の区分の見直しに伴う規定の整備
- (10) 島根県立美術館条例の一部改正
観覧料の区分の見直しに伴う規定の整備
- (11) 島根県立博物館条例の一部改正
入館料の区分の見直しに伴う規定の整備
- (12) 島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部改正
入館料の区分の見直しに伴う規定の整備
- (13) 島根県農業試験場分析手数料条例の一部改正
分析手数料の額をおおむね3.0パーセント引き上げることとした。
- (14) 島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例の一部改正
分析項目の追加

分析の項目	手数料の額	
酢酸	1 試料につき	5,710円
一般分析一式	1 式につき	11,000円

- (15) 島根県畜産試験場条例の一部改正
牛の受精卵の性別処理手数料の額の改定

改 定 前	改 定 後
21,700円	18,800円

- (16) 島根県家畜保健衛生所条例の一部改正
家畜の予防注射のうち、アカパネ不活性化ワクチンの注射に係る手数料の廃止

- (17) 島根県種畜センター条例の一部改正
家畜の診療に係る手数料の規定を削除することとした。
- (18) 島根県立ふるさとの森条例の一部改正
使用料の区分の見直しに伴う規定の整備
- (19) 島根県立宍道湖自然館条例の一部改正
観覧料の区分の見直しに伴う規定の整備
- (20) 島根県立高等技術校条例の一部改正
寄宿舎使用料の徴収に係る規定の新設

区 分	使用料の額
松江高等技術校の寄宿舎	2,000円
出雲高等技術校の寄宿舎	7,000円

2 年間の激変緩和措置をとることとした。

- (21) 島根県港湾施設条例の一部改正
港湾施設のうち、利用許可の対象施設から廃棄物焼却施設を削除することとした。

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。ただし、(1)のアについては平成16年 6月 1日、(1)のイについては平成16年 7月 1日、(10)については平成16年 4月12日、(21)については公布の日から施行することとした。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (条例第 7 号)

1 条例の概要

消費税法の改正に伴い、次に掲げる条例の使用料等の額の表示を消費税相当額を含む総額表示に改めることとした。

- (1) 島根県立病院使用料及び手数料条例
- (2) 島根県立中海水中貯木場条例
- (3) 島根県漁港管理条例
- (4) 島根県道路占用料徴収条例
- (5) 島根県海岸占用料等徴収条例
- (6) 島根県流水占用料等徴収条例
- (7) 島根県港湾施設条例
- (8) 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例
- (9) 島根県空港条例
- (10) 島根県立都市公園条例

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

肥飼料検査所の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例 (条例第 8 号)

1 条例の概要

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
有害物取扱手当の月額対象公署から肥飼料検査所を削除し、農業試験場及び畜産試験場を追加することとした。(第 5 条関係)
- (2) 島根県農業試験場分析手数料条例の一部改正
肥料分析手数料の新設 (別表関係)

分析の項目	手数料の額	
水素イオン濃度	1 試料につき	1,130円
水分	1 試料につき	1,190円
塩素	1 試料につき	1,960円
く溶性マンガン又はく溶性苦土	1 試料 1 項目につき	1,990円
水溶性りん酸	1 試料につき	2,050円
水溶性加里	1 試料につき	2,290円
水溶性窒素	1 試料につき	2,340円
可溶性けい酸	1 試料につき	2,580円
炭素全量	1 試料につき	2,610円
りん酸全量	1 試料につき	3,030円
アンモニア態窒素	1 試料につき	3,070円
硝酸態窒素	1 試料につき	3,160円
加里全量、苦土全量又は石灰全量	1 試料 1 項目につき	3,270円
窒素全量	1 試料につき	3,300円
アルカリ分又は亜鉛全量	1 試料 1 項目につき	3,330円
水銀	1 試料につき	4,100円
カドミウム又は銅全量	1 試料 1 項目につき	4,950円
砒素	1 試料につき	7,310円

(3) 島根県立畜産試験場条例の一部改正

ア 飼料分析手数料の新設 (第 4 条・別表第 3 関係)

分析の方法	分析の項目	手数料の額	
近赤外線による分析法	水分、粗たんばく質、粗脂肪、粗繊維及び粗灰分	1 試料につき	1,580円
化学的分析法	水分、粗たんばく質、粗脂肪、粗繊維及び粗灰分	1 試料につき	7,570円
	その他	1 試料 1 項目につき	2,360円

イ 手数料の還付規定の設置 (第 6 条関係)

(4) 島根県肥飼料検査所分析手数料条例の廃止

(5) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第 9 号)

1 条例の概要

(1) 職員の旅費に関する条例の一部改正

ア 鉄道賃における特別車両料金の廃止 (第14条関係)

イ 船賃の改正 (第15条関係)

ウ 公用の交通機関利用の場合における日当の廃止及び在勤地内旅行の場合における日当の廃止 (第18条・第25条関係)

エ 職務の等級による区分の廃止 (第18条・第19条・第20条・第22条関係)

オ 日額旅費の廃止 (第24条関係)

カ 旅行雑費の新設 (第24条関係)

キ 航海日当の新設 (第32条関係)

ク その他規定の整理

(2) 特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 鉄道賃について、当分の間特別車両料金を支給することとした。(附則第2項関係)

イ 船賃について、当分の間上級料金を支給することとした。(附則第2項関係)

(3) 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正

ア 鉄道賃における特別車両料金の廃止 (第8条関係)

イ 船賃の改正 (第8条関係)

ウ 半日当の廃止 (第8条関係)

エ その他規定の整理

(4) 議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正

(2)に同じ。

(5) 市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正

(1)に同じ。

2 施行期日等

平成16年4月1日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用することとした。

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例 (条例第10号)

1 条例の概要

費用弁償等を支給する者のうち、土地収用法において準用する公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律の規定により出頭した鑑定人及び参考人について、準用する規定が仲裁法となったこと。(第1条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第11号)

1 条例の概要

(1) 補償の実施機関又は審査会に対して虚偽の報告をした場合等の罰金額の上限額を20万円に引き上げることとした。(第26条関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第12号)

1 条例の概要

(1) 中央病院の院長の給与に関する適用除外の項目に、特殊勤務手当を追加することとした。(第15条の11関係)

(2) 行政職給料表及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準を定めた級別標準職務表を改めることとした。(別表第6・別表第11関係)

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)については、平成17年4月1日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第13号)

1 条例の概要

(1) 職員の人事交流等による勤務期間の計算において、地方公務員とされる特定地方独立行政法人の役職員を他の地方公共団体の職員と同様に取り扱うとともに、非公務員である一般地方独立行政法人の職員につ

いては、地方公社等と同様に扱うこととする。 (第 5 条・第 5 条の 4 関係)

- (2) 職員の身分が国家公務員から非公務員に移行する国立大学法人の扱いについて、従来どおり国の機関の例により在職期間を通算するよう経過措置を設けることとした。(附則第21項関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第14号)

1 条例の概要

- (1) 手当の廃止 (第 2 条・第 7 条・第11条・第30条関係)

- ア 製材作業従事手当
- イ 特殊現場作業従事手当 (製茶作業)
- ウ 特殊現場作業従事手当 (ドック内作業)
- エ 特殊現場作業従事手当 (漁船検認作業)
- オ 金属溶解作業等従事手当

- (2) 手当の支給対象の改正 (第11条・第13条関係)

手 当 名	支給対象の改正内容
特殊現場作業従事手当 (温室内作業)	支給対象時期を 7月 1日から 9月30日までの間に限定すること。
特殊環境施設業務従事手当	宍道湖流域下水道管理事務所勤務職員の支給対象を著しく臭気が発生する施設における業務に限定するとともに、手当を日額化すること。

- (3) 手当額の改正 (第17条・第27条関係)

手 当 名	区 分	改 正 前	改 正 後
防疫作業等従事手当	人事委員会規則で定める感染症	1日 370円	1日740円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
	中央病院又は湖陵病院	1月 55,000円	1月 35,000円
医師手当	人事委員会規則で定める公署 (地方機関)	1月 45,000円	1月 25,000円
	上記以外	1月 30,000円	1月 10,000円

- (4) 日額加算の新設 (第 9 条関係)

人事委員会規則で定める作業 (B S E 検査に係る採材作業) に従事した場合において家畜保健衛生業務従事手当 (月額) に日額加算 (1日420円) を新設することとした。

- (5) 組織改正及び組織のフラット化・グループ化に伴う支給対象の改正 (第11条・第13条・第18条関係)

手 当 名	支給対象の改正内容
特殊環境施設業務従事手当 環境衛生検査業務従事手当	支給対象公署を浄化センターから宍道湖流域下水道管理事務所に改めること。
特殊現場作業従事手当 (空港管理作業)	支給対象公署を隠岐空港管理所又は石見空港管理所から隠岐支庁土木建築局又は益田土木建築事務所に勤務する職員に改めること。

- (6) 経過措置 (附則第 2 項関係)

医師手当について、所要の経過措置を講ずることとした。

(7) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例 (条例第15号)

1 条例の概要

(1) 経営評価の対象法人を定めた別表から削除する法人 (別表関係)

- ア 財団法人島根県勤労福祉事業団
- イ 財団法人ふれあいの里奥出雲財団

(2) 経営評価の対象法人を定めた別表に追加する法人 (別表関係)

財団法人島根県環境管理センター

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第16号)

1 条例の概要

特別職の給料の減額率の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知事	100分の10	100分の20
副知事、出納長、常勤の監査委員及び教育長	100分の7	100分の15

2 施行期日等

平成16年4月1日から施行し、平成16年4月分以後の給料の月額について適用することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例 (条例第17号)

1 条例の概要

(1) 自動車税の減免 (第51条関係)

身体障害者が自動車を所有していない場合に、当該身体障害者と生計を一にする者が所有し、当該身体障害者のために使用する自動車を、自動車税の減免の対象とすることとした。

(2) 自動車取得税の減免 (第63条関係)

身体障害者が自動車を所有していない場合に、当該身体障害者と生計を一にする者が取得し、当該身体障害者のために使用する自動車を、自動車取得税の減免の対象とすることとした。

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例 (条例第18号)

1 条例の概要

(1) 産業技術センターの設置の目的を、産業技術の向上やその成果の県内企業への普及にとどまらず、本県産業技術の振興の中核としての役割を明確化することとした。(第2条第1項関係)

(2) 浜田工業技術指導所の名称を浜田技術センターに改めることとした。(第2条第2項関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県風致地区条例の一部を改正する条例 (条例第19号)

1 条例の概要

- (1) 屋外において土石、廃棄物又は再生資源^{たい}を堆積する場合には、知事の許可を受けなければならないこととした。(第 2 条第 1 項関係)
- (2) 緑地率の割合が30パーセント未満の場合には、原則として宅地造成等の許可をしないこととした。(第 4 条関係)
- (3) 法人の名称の改正 (第 2 条第 3 項関係)

改 正 前 (解散される特殊法人)	改 正 後 (設立される独立行政法人)
都市基盤整備公団	独立行政法人都市再生機構
労働福祉事業団	独立行政法人労働者健康福祉機構
環境事業団	独立行政法人環境再生保全機構
中小企業総合事業団	独立行政法人中小企業基盤整備機構

- (4) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例 (条例第20号)

1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から神西団地を削除することとした。(別表関係)

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第21号)

1 条例の概要

温室内作業従事手当の支給対象時期を 7 月 1 日から 9 月30日までの間に限定することとした。(第15条関係)

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例 (条例第22号)

1 条例の概要

- (1) 授業料の額の改定 (別表第 2 の 1 の表関係)

区 分	改 定 前	改 定 後
全日制の課程及び専攻科	111,600円	115,200円
定時制の課程	24,000円	25,200円

- (2) 受講料の額の改定 (別表第 2 の 2 の表関係)

単 位 数 (1 科目につき)	改 定 前	改 定 後
2 単位まで	800円	830円
3 単位以上	800円に 2 単位を超える 1 単位ごとに 190円を加算した額	830円に 2 単位を超える 1 単位ごとに 200円を加算した額

2 施行期日等

平成16年4月1日から施行することとした。ただし、平成16年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、なお従前の例によることとした。

県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第23号)

市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第24号)

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改 正 前	改 正 後	増 減
高等学校	教育職員	1,885人	1,859人	26人
	事務職員、技術職員その他の職員	226人	220人	6人
盲学校、ろう学校及び養護学校	教育職員	809人	816人	7人
小学校及び中学校	教育職員	5,597人	5,489人	108人
	事務職員及び技術職員	456人	443人	13人

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 (条例第25号)

1 条例の概要

地方警察職員の定数の改正 (第2条関係)

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減
警視	69人	70人	1人
警部	142人	143人	1人
警部補及び巡查部長	787人	798人	11人
巡查	412人	419人	7人

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

1 条例の概要

刑事部の所掌事務に次に掲げる事務を追加することとした。(第6条関係)

- (1) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (2) 組織犯罪の取締りに関すること(他部の所掌に属するものを除く。)

2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第27号)

1 条例の概要

改 正 前	改 正 後
議会の議員の報酬の額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間において、議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例(平成14年島根県条例第35号。以下「議員報酬等支給条例」という。)	議会の議員の報酬の額は、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において、議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例(平成14年島根県条例第35号。以下「議員報酬等支給条例」という。)

第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、議員報酬等支給条例別表第 1 に定める額から当該額に議長は100分の10を、副議長及び議員（議長及び副議長を除く。）は100分の 7 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同表に定める額とする。

第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、議員報酬等支給条例別表第 1 に定める額から当該額に議長は100分の20を、副議長及び議員（議長及び副議長を除く。）は100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同表に定める額とする。

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

島根県附属機関設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第1号

島根県附属機関設置条例等の一部を改正する条例

(島根県附属機関設置条例の一部改正)

第1条 島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県職員保健審議会の項及び教育委員会の部島根県学校保健体育審議会の項を削る。

(島根県介護保険審査会条例の一部改正)

第2条 島根県介護保険審査会条例(平成11年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中「21人」を「15人」に改める。

(島根県環境審議会条例の一部改正)

第3条 島根県環境審議会条例(平成6年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第2項」を削り、「環境基本法第43条第1項」を「同条第1項」に改める。

第2条第1項中「40人」を「20人」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 2 号

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例 (昭和29年島根県条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「第20条の 5 第 1 項」を「第26条第 1 項」に改める。

(市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校職員退職年金及び退職一時金条例 (昭和27年島根県条例第 17号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第32条」を「第38条」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例 (昭和29年島根県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」の次に「及び教育公務員特例法 (昭和24年法律第 1 号) 第13条」を加える。

第25条の 3 第 1 項中「及び教育職員免許法の一部を改正する法律 (昭和29年法律第158号) 附則第 2 項から第 4 項まで」を削り、同条第 3 項中「であっては」を「にあっては」に改める。

第25条の 4 第 1 項中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。

第27条第 2 項中「 (昭和24年法律第 1 号) 」を削る。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 4 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例 (昭和29年島根県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条」を加える。

第21条第2項中「（昭和24年法律第1号）」を削り、「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

（県立学校の職員定数条例の一部改正）

第5条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

（市町村立学校の教職員定数条例の一部改正）

第6条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

（教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第7条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第8条及び第11条」を「第3条第1項及び第6条」に改める。

第4条に次の1号を加える。

(5) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）

第5条第2項中「で臨時又は緊急に」を「であって臨時又は緊急の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）

に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場

合その他やむを得ない場合に必要な業務

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 8 条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (平成12年島根県条例第62号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第17条第 2 項」を「第16条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 3 号

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県職員定数条例の一部改正)

第 1 条 島根県職員定数条例 (昭和28年島根県条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「もっぱら」を「専ら」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和63年島根県条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 4 号」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第17条及び第20条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

安来市、能義郡広瀬町及び同郡伯太町の合併による安来市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第4号

安来市、能義郡広瀬町及び同郡伯太町の合併による安来市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第6号右欄中「、広瀬町」を削り、同表第8号右欄中「宍道町、広瀬町」を「宍道町」に、「益田市、江津市」を「益田市、安来市、江津市」に、「鹿島町、広瀬町」を「鹿島町」に改める。

（島根県行政機関等設置条例の一部改正）

第2条 島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第1号）の一部を次の

ように改正する。

第 2 条第 2 項の表松江総務事務所の項所管区域の欄、第 3 条第 2 項の表松江健康福祉センターの項所管区域の欄、第 4 条第 1 項の表東部福祉事務所の項所管区域の欄、第 6 条第 2 項の表松江農林振興センターの項所管区域の欄、第 8 条第 2 項の表松江水産事務所の項所管区域の欄及び第10条第 2 項の表松江土木建築事務所の項所管区域の欄中「、能義郡」を削る。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第 3 条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例 (昭和29年島根県条例第 30号) の一部を次のように改正する。

本則の表島根県安来警察署の項管轄区域の欄中「能義郡」を削る。

(島根県保健所条例の一部改正)

第 4 条 島根県保健所条例 (昭和39年島根県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 島根県松江保健所の項管轄区域の欄中「、能義郡」を削る。

(島根県立知的障害者更生相談所条例の一部改正)

第 5 条 島根県立知的障害者更生相談所条例 (昭和39年島根県条例第15号) の一部を次のように改正する。

別表島根県立松江知的障害者更生相談所の項管轄区域の欄中「能義郡」を削る。

(島根県児童相談所条例の一部改正)

第 6 条 島根県児童相談所条例 (昭和39年島根県条例第17号) の一部を次のように改正する。

別表島根県中央児童相談所の項管轄区域の欄中「、能義郡」を削る。

(地域農業改良普及センター条例の一部改正)

第 7 条 地域農業改良普及センター条例 (昭和33年島根県条例第29号) の一部を次のように改正する。

本則の表松江農林振興センター農業普及部の項管轄区域の欄及び附則第 3 項の表松江農林振興センター農業普及部安来地域農業普及部の項管轄区域の欄中

「能義郡」を削る。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第8条 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1 松江家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「能義郡」を削る。

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第9条 島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1 能義郡の項を削る。

(島根県流域下水道条例の一部改正)

第10条 島根県流域下水道条例(昭和56年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「広瀬町」を削る。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第5号

職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「3日」を「4日」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 2 条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例 (昭和31年島根県条例第36号) の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「3 日」を「4 日」に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 6 号

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第 1 条 島根県手数料条例 (平成12年島根県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表 6 の項第12号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

別表12の項の次に次の 1 項を加える。

12の 2 使用 済自動車の 再資源化等 に関する法 律関係手 数 料	(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下この項において「法」という。) 第60条第 1 項の規定に基づく解体業の許可を受けようとする者	78,000円
	(2) 法第60条第 2 項の規定に基づく解体業の許可の更新を受けようとする者	70,000円
	(3) 法第67条第 1 項の規定に基づく破碎業の許可を受けようとする者	84,000円
	(4) 法第67条第 2 項の規定に基づく破碎業の	77,000円

	許可の更新を受けようとする者 (5) 法第70条第1項の規定に基づく破砕業の 事業範囲の変更の許可を受けようとする者	75,000円
--	--	---------

別表24の項中「8,900円」を「12,700円」に改める。

別表26の項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由をさせようとする者	3,200円
---	--------

別表26の項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る経由をさせようとする者	6,800円
--	--------

別表26の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（原体の製造業者（小分けのみを行う者を除く。）又は輸入業者に係るものに限る。第5号及び第8号において同じ。）の申請に係る経由をさせようとする者	20,600円
---	---------

別表27の項中第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 法第11条第 1 項 (法第30条の 5 において準用する場合を含む。) の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付の申請に係る経由をさせようとする者	2,900円
---	--------

別表27の項中第 2 号を第 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(2) 法第 4 条第 1 項 (法第30条の 5 において準用する場合を含む。) の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る経由をさせようとする者	17,600円
---	---------

別表27の項に次の 1 号を加える。

(6) 法第30条の 2 の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定を受けようとする者	3,900円
---	--------

別表30の項第 3 号中「69,400円」を「114,000円」に改め、同項中第44号を第46号とし、第10号から第43号までを 2 号ずつ繰り下げ、第12号の前に次の 1 号を加える。

(11) 法第12条第 3 項の規定に基づく特別審査対象外医薬品製造業の許可の更新又は法第 22条第 3 項の規定に基づく特別審査対象外医薬品輸入販売業の許可の更新を受けようとする者	47,600円
---	---------

別表30の項第9号中「47,600円」を「83,100円」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第12条第1項の規定に基づく特別審査対象外医薬品製造業の許可又は法第22条第1項の規定に基づく特別審査対象外医薬品輸入販売業の許可を受けようとする者	69,400円
---	---------

別表30の項に次の2号を加える。

(47) 政令第1条の4の3第1項(政令第1条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具(以下この項において「医薬品等」という。)の製造業又は輸入販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(48) 政令第1条の4の4第1項(政令第1条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円

別表34の項を次のように改める。

34 削除		
-------	--	--

別表60の項に次の1号を加える。

(4) 法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けているこ	500円
---	------

との証明を受けようとする者

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第 2 条 警察に関する手数料条例 (平成12年島根県条例第39号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の53の項中「600円」を「610円」に改め、同表の65の項中「550円」を「570円」に改める。

(島根県保健所条例の一部改正)

第 3 条 島根県保健所条例 (昭和39年島根県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条関係)

試験等の種類	試験等の内容	使用料又は手数料の額
1 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (平成 6 年厚生省告示第54号) 別表第 1 医科診療報酬点数表 (以下この号において「点数表」という。) に掲げる試験、検査又は治療		点数表により算出した点数 1 点につき 8 円40銭として 計算した額 (10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) 又は 厚生労働大臣が定める使用 薬剤の購入価格により算出 した額
2 診断書又は証明書の複本の交付		1 通につき 720円

(島根県立保健環境科学研究所条例の一部改正)

第 4 条 島根県立保健環境科学研究所条例 (昭和39年島根県条例第12号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

試験等の種類	試験等の内容	手数料の額
1 知事が定める試験等		実費を基準に知事が定める額
2 証明書の複本の交付		1通につき 720円

(島根県立高等看護学院条例の一部改正)

第5条 島根県立高等看護学院条例(昭和41年島根県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表授業料の項中「66,000円」を「84,000円」に、「33,000円」を「42,000円」に改める。

(島根県立はつらつ体育館条例の一部改正)

第6条 島根県立はつらつ体育館条例(平成15年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	を
(2) 高等学校の生徒、大学の学生又はこれらに準ずる者が使用する場合	

(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	に改める。
(2) 大学の学生又はこれに準ずる者が使用する場合	

(島根県立武道施設条例の一部改正)

第7条 島根県立武道施設条例(昭和45年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

<p>(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者</p> <p style="text-align: right;">50円</p> <p>(2) 高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者</p> <p style="text-align: right;">110円</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者以外の者 (3 歳未満の者を除く。)</p> <p style="text-align: right;">160円</p>
--

を

<p>(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者</p> <p style="text-align: right;">50円</p> <p>(2) 大学の学生又はこれに準ずる者</p> <p style="text-align: right;">110円</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者以外の者 (3 歳未満の者を除く。)</p> <p style="text-align: right;">160円</p>

に改め、

別表の 1 の(2)の表中

<p>(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者</p> <p style="text-align: right;">50円</p> <p>(2) 高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者</p> <p style="text-align: right;">110円</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者以外の者 (3 歳未満の者を除く。)</p>

を

<p>(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者</p> <p style="text-align: right;">50円</p> <p>(2) 大学の学生又はこれに準ずる者</p> <p style="text-align: right;">110円</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者以外の者 (3 歳未満の者を除く。)</p> <p style="text-align: right;">160円</p>

に、

160円

- (1) 中学校の生徒又はこれに準ずる者
100円
- (2) 高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者
220円
- (3) 前2号に掲げる者以外の者
320円

を

- (1) 中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者
100円
- (2) 大学の学生又はこれに準ずる者
220円
- (3) 前2号に掲げる者以外の者（未就学児及び小学校の児童を除く。）
320円

に改める。

(島根県立体育施設条例の一部改正)

第8条 島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

- 7月1日から8月31日まで
- (1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者、未就学児の付添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）又

- 7月1日から8月31日まで
- (1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者、未就学児の付添人（未就学児の人数と同じ人数

は見学者

200円

- (2) 高等学校の生徒、大学の学生若しくはこれらに準ずる者又は小学校第 1 学年から第 3 学年までの児童 (以下「小学校低学年の児童」という。) の付添人 (小学校低学年の児童の人数と同じ人数までに限る。)

410円

- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者 (3 歳未満の者を除く。)

630円

その他の期間

- (1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者、未就学児の付添人 (未就学児の人数と同じ人数までに限る。) 又は見学者

までに限る。) 又は見学者

200円

- (2) 大学の学生若しくはこれに準ずる者又は小学校第 1 学年から第 3 学年までの児童 (以下「小学校低学年の児童」という。) の付添人 (小学校低学年の児童の人数と同じ人数までに限る。)

410円

- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者 (3 歳未満の者を除く。)

630円

その他の期間

- (1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者、未就学児の付添人 (未就学児の人数と同じ人数までに限る。) 又は

を

に、

230円
(2) 高等学校の生徒、 大学の学生若しくは これらに準ずる者又 は小学校低学年の児 童の付添人（小学校 低学年の児童の人数 と同じ人数までに限 る。）
480円
(3) 前2号に掲げる者 以外の者（3歳未満 の者を除く。）
740円

見学者
230円
(2) 大学の学生若しく はこれに準ずる者又 は小学校低学年の児 童の付添人（小学校 低学年の児童の人数 と同じ人数までに限 る。）
480円
(3) 前2号に掲げる者 以外の者（3歳未満 の者を除く。）
740円

(1) 中学校の生徒又はこ れに準ずる者	100円
(2) 高等学校の生徒若し くは大学の学生又はこ れらに準ずる者	230円
(3) 前2号に掲げる者以 外の者	330円

を

(1) 中学校若しくは高等 学校の生徒又はこれら に準ずる者	100円
(2) 大学の学生又はこれ に準ずる者	230円
(3) 前2号に掲げる者以 外の者（未就学児及び 小学校の児童を除く。）	330円

に改める。

別表第2の1の表中

<p>(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者 50円</p> <p>(2) 高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者 110円</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者以外の者 (幼児を除く。) 160円</p>	を	<p>(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者 50円</p> <p>(2) 大学の学生又はこれに準ずる者 110円</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者以外の者 (3 歳未満の者除く。) 160円</p>	に改める。
---	---	--	-------

(島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正)

第 9 条 島根県立青少年社会教育施設条例 (平成 3 年島根県条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

高等学校の生徒		1 人 1 泊につき 510円	を
その他の者 (中学校の生徒、小学校の児童及び未就学児を除く。)	県内者	1 人 1 泊につき 1,030円	
	県外者	1 人 1 泊につき 1,540円	

使用者 (高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びに未就学児を除く。)	県内者	1 人 1 泊につき 1,030円	に改める。
	県外者	1 人 1 泊につき 1,540円	

(島根県立美術館条例の一部改正)

第10条 島根県立美術館条例（平成10年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに準ずる者 」（ その他の者（小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに未就学児を除く。） ）	を	「 大学の学生及びこれに準ずる者 」（ その他の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに未就学児を除く。） ）	に改める。
--	---	--	-------

（島根県立博物館条例の一部改正）

第11条 島根県立博物館条例（昭和33年島根県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 小学生・中学生 」（ 高校生・大学生 ）	を	「 小学生、中学生及び高校生 」（ 大学生 ）
---	---	-------------------------------------

に改め、同表の備考第2号中「小学生・中学生及び高校生・大学生」を「小学生、中学生、高校生及び大学生」に改める。

（島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部改正）

第12条 島根県立八雲立つ風土記の丘条例（昭和47年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 小学生・中学生 」（ 高校生・大学生 ）	を	「 小学生、中学生及び高校生 」（ 大学生 ）
---	---	-------------------------------------

に改め、同表の備考第2号中「小学生・中学生及び高校生・大学生」を「小学生、中学生、高校生及び大学生」に改める。

（島根県農業試験場分析手数料条例の一部改正）

第13条 島根県農業試験場分析手数料条例（昭和26年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項第 4 号中「、活性アルミニウム」を削り、同項手数料の額の欄を次のように改める。

1 試料 1 項目につき	1,160円
1 試料 1 項目につき	1,760円
1 試料 1 項目につき	2,210円
1 試料 1 項目につき	2,940円
1 試料 1 項目につき	3,730円
1 試料 1 項目につき	4,600円
1 試料 1 項目につき	4,760円
1 試料につき	5,370円
1 試料につき	6,650円

別表 2 の項第 2 号中「、硝酸態窒素」及び「、カルシウム、マグネシウム」を削り、同項手数料の額の欄を次のように改める。

1 試料 1 項目につき	1,160円
1 試料 1 項目につき	2,940円
1 試料につき	10,900円

別表 3 の項第 1 号中「又はほう素」を削り、同項手数料の額の欄を次のように改める。

1 試料につき	2,940円
1 試料につき	4,600円
1 試料につき	6,650円
1 試料につき	10,900円

(島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例の一部改正)

第14条 島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例（平成3年島根県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

粗脂肪、粗繊維又は糖分	1 試料 1 項目につき	4,370円	を
粗脂肪、粗繊維又は糖分	1 試料 1 項目につき	4,370円	
酢酸	1 試料につき	5,710円	に改める。
一般分析一式	1 式につき	11,000円	

（島根県立畜産試験場条例の一部改正）

第15条 島根県立畜産試験場条例（昭和39年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 性判別処理の項中「21,700円」を「18,800円」に改める。

（島根県家畜保健衛生所条例の一部改正）

第16条 島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第5 中 2 の項を削り、 3 の項を 2 の項とし、 4 の項を 3 の項とし、 5 の項を 4 の項とする。

（島根県立種畜センター条例の一部改正）

第17条 島根県立種畜センター条例（昭和44年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを削り、第7条中「第3条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第2号中「第3条第2項」を「前条第2項」に改め、同条を第4条とする。

第8条を削り、第9条を第5条とする。

（島根県立ふるさとの森条例の一部改正）

第18条 島根県立ふるさとの森条例（平成5年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

宿 泊	1 人 1 夜につき	2,180円
-----	------------	--------

」 を

「

宿 泊	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	1 人 1 夜につき1,090円
	その他の者（未就学児を除く。）	1 人 1 夜につき2,180円

」 に改める。

(島根県立宍道湖自然館条例の一部改正)

第19条 島根県立宍道湖自然館条例（平成12年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

小学校の児童及び中学校の生徒

」 を 「

小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者

」

に改める。

(島根県立高等技術校条例の一部改正)

第20条 島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 寄宿舍使用料として、島根県立松江高等技術校寄宿舍を使用する者は月額2,000円を、島根県立出雲高等技術校寄宿舍を使用する者は月額7,000円を納付しなければならない。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 5 寄宿舍使用料は、各月に係る寄宿舍使用料について、毎月校長が定める期間内にその月分を納付しなければならない。
- 6 寄宿舍に入舎した場合又は退舎した場合において、その月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の寄宿舍使用料の額は、日割計算による。

第5条第1項中「授業料」の次に「及び寄宿舍使用料」を加え、同条第3項中「及び授業料」を「、授業料及び寄宿舍使用料」に改める。

(島根県港湾施設条例の一部を改正する条例)

第21条 島根県港湾施設条例(昭和39年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外航船舶から発生する廃棄物进行处理する目的とする廃棄物処理施設の利用」を削る。

別表第2 廃棄物焼却施設の項を削る。

別表第2の備考中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第21条の規定 公布の日

(2) 第10条の規定 平成16年4月12日

(3) 第1条中別表6の項の改正規定 平成16年6月1日

(4) 第1条中別表に12の2の項を加える改正規定 平成16年7月1日

(島根県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の島根県手数料条例別表第1の手数料を納付しなければならない者欄に該当する者がした知事に対する許可等の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(警察に関する手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項又は第3項(これらの規定を同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の交付又は再交付を申請している者に係る手数料については、第2条の規定による改正後の警察に関

する手数料条例別表第 1 の53の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(島根県保健所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の島根県保健所条例第 3 条の規定により試験等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県立保健環境科学研究所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に第 4 条の規定による改正前の島根県立保健環境科学研究所条例第 3 条の規定により試験等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県立高等看護学院条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の日の前日において現に島根県立高等看護学院に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

- 7 この条例の施行の日以後において転学した者に係る授業料の額は、第 5 条の規定による改正後の島根県立高等看護学院条例(次項において「改正後の条例」という。)第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

- 8 改正後の条例第 3 条第 2 項の表の適用については、同表授業料の項中「84,000 円」とあるのは平成16年度に入学した者にあつては「72,000円」と、平成17年度に入学した者にあつては「78,000円」とし、「42,000円」とあるのは平成16年度に入学した者にあつては「36,000円」と、平成17年度に入学した者にあつては「39,000円」とする。

(島根県農業試験場分析手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に第13条の規定による改正前の島根県農業試験場分析手数料条例第 1 条の規定により分析を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に第14条の規定による改正前の島根県しまねの味開発

指導センター分析等手数料条例第1条の規定により分析を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県立畜産試験場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に第15条の規定による改正前の島根県立畜産試験場条例第4条第3号の規定により牛の受精卵の性判別処理を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県立種畜センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この条例の施行の際現に第17条の規定による改正前の島根県立種畜センター条例第4条第1項の規定により診療を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県立高等技術校条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 この条例の施行の日(この項において「施行日」という。)の前日から施行日以後も引き続き島根県立松江高等技術校寄宿舎及び島根県立出雲高等技術校寄宿舎に入舎している者の寄宿舎使用料については、第20条の規定による改正後の島根県立高等技術校条例(次項において「改正後の条例」という。)第3条から第5条までの規定にかかわらず、徴収しない。

- 14 改正後の条例第3条第2項の適用については、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新たに入舎する者にとっては、「2,000円」とあるのは「1,000円」と、「7,000円」とあるのは「3,500円」とする。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第7号

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第 1 条 島根県立病院使用料及び手数料条例 (昭和44年島根県条例第23号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号を次のように改める。

- (5) 前各号に掲げる場合以外の場合 健康保険点数表により算定した点数 1 点につき15円75銭として計算した額及び食事療養の費用額算定表により算定した額に1,000分の1,575を乗じて計算した額 (消費税法 (昭和63年法律第108号) 第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないこととなる場合にあっては、健康保険点数表により算定した点数 1 点につき15円として計算した額及び食事療養の費用額算定表により算定した額に1,000分の1,500を乗じて計算した額)

(島根県立中海水中貯木場条例の一部改正)

第 2 条 島根県立中海水中貯木場条例 (昭和53年島根県条例第25号) の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

使用料	1 平方メートル 1 月につき15円75銭として算定した額
-----	-------------------------------

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第 3 条 島根県漁港管理条例 (昭和34年島根県条例第26号) の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の占用料の額は、別表第 2 のア欄に定める額により算定した額とする。ただし、消費税法 (昭和63年法律第108号) 別表第 1 第 1 号に該当する占用に係る占用料の額は、別表第 2 のイ欄に定める額により算定した額とする。
- 第14条第 2 項中「規定」の次に「 (土砂採取料にあっては前条第 3 項から第 5 項までの規定) 」を加える。

別表第 2 中

占用料の額	
1 平方メートル1 年につき	330円
1 基1 年につき	2,710円
1 基1 年につき	6,210円
1 本1 年につき	770円
1 本1 年につき	1,200円
1 本1 年につき	1,600円
1 本1 年につき	690円
1 本1 年につき	1,100円
1 本1 年につき	1,500円
1 本1 年につき	53円
長さ1 メートル1 年につき	36円
長さ1 メートル1 年につき	53円
長さ1 メートル1 年につき	71円
長さ1 メートル1 年につき	140円
長さ1 メートル1 年につき	360円
長さ1 メートル1 年につき	710円
1 平方メートル1 月につき	30円

を

	占用料の額	
	ア	イ
1 平方メートル 1 年につき	346円50銭	330円
1 基1 年につき	2,845円50銭	2,710円
1 基1 年につき	6,520円50銭	6,210円
1 本1 年につき	808円50銭	770円

1 本 1 年につき	1,260円	1,200円
1 本 1 年につき	1,680円	1,600円
1 本 1 年につき	724円50銭	690円
1 本 1 年につき	1,155円	1,100円
1 本 1 年につき	1,575円	1,500円
1 本 1 年につき	55円65銭	53円
長さ 1 メートル 1 年につき	37円80銭	36円
長さ 1 メートル 1 年につき	55円65銭	53円
長さ 1 メートル 1 年につき	74円55銭	71円
長さ 1 メートル 1 年につき	147円	140円
長さ 1 メートル 1 年につき	378円	360円
長さ 1 メートル 1 年につき	745円50銭	710円
1 平方メートル 1 月につき	31円50銭	30円

に改める。

別表第 3 の 1 の表中

1 立方メートルにつき	120円
1 立方メートルにつき	140円
1 立方メートルにつき	160円
1 立方メートルにつき	160円
1 個につき	60円

を

1 個につき	80円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに20円を加えた額
--------	---

」

1 立方メートルにつき	126円
1 立方メートルにつき	147円
1 立方メートルにつき	168円
1 立方メートルにつき	168円
1 個につき	63円
1 個につき	84円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円を加えた額

に改め、別表第3の2の表中

」

占用料の額	
10平方メートル1月につき	13円
1平方メートル1年につき	61円
1本1年につき	640円
1本1年につき	260円
1本1年につき	330円
1本1年につき	480円
1メートル1年につき	110円
1メートル1年につき	260円
1メートル1年につき	500円
1平方メートル1年につき	190円

を

1 平方メートル 1 月につき	13円
-----------------	-----

	占用料の額	
	ア	イ
10平方メートル 1 月につき	13円65銭	13円
1 平方メートル 1 年につき	64円 5 銭	61円
1 本 1 年につき	672円	640円
1 本 1 年につき	273円	260円
1 本 1 年につき	346円50銭	330円
1 本 1 年につき	504円	480円
1 メートル 1 年 につき	115円50銭	110円
1 メートル 1 年 につき	273円	260円
1 メートル 1 年 につき	525円	500円
1 平方メートル 1 年につき	199円50銭	190円
1 平方メートル 1 月につき	13円65銭	13円

に改める。

(島根県道路占用料徴収条例の一部改正)

第 4 条 島根県道路占用料徴収条例 (昭和28年島根県条例第18号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「占用料の欄」を「占用料のア欄」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号に該当する占用以外の
 占用に係る占用料の額は、前項中「占用料のア欄に定める金額」とあるのは、
 「占用料のイ欄に定める金額」として同項の規定を適用する。

別表中

単 位	所 在 地	
	市の区域	町村の区域
1本につき1年	1,000円	770円
	1,600円	1,200円
	2,200円	1,600円
	930円	690円
	1,500円	1,100円
	2,100円	1,500円
	72円	53円
長さ1メートルにつき1年	10円	7円
	5円	4円
1個につき1年	700円	520円
占用面積1平方メートルにつき1年	480円	360円
1個につき1年	1,400円	1,100円
	600円	450円
表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	640円
占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	1,000円
長さ1メートルにつき1	48円	36円
	72円	53円
	95円	71円

年	190円	140円
	480円	360円
	950円	710円
占用面積 1 平方メートル につき 1 年	1,000円	1,000円
	Aに0.003を乗じて得た額	
	Aに0.005を乗じて得た額	
	Aに0.006を乗じて得た額	
	1,300円	430円
	660円	210円
	1,000円	1,000円
占用面積 1 平方メートル につき 1 日	20円	6円
占用面積 1 平方メートル につき 1 月	200円	64円
表示面積 1 平方メートル につき 1 月	200円	64円
表示面積 1 平方メートル につき 1 年	2,000円	640円
1 本につき 1 年	840円	810円
1 本につき 1 日	20円	6円
1 本につき 1 月	200円	64円
その面積 1 平方メートル につき 1 日	20円	6円
その面積 1 平方メートル につき 1 月	200円	64円
1 基につき 1 月	2,000円	640円
	980円	320円

を

占有面積1平方メートル につき1月	200円	64円
	100円	100円
占有面積1平方メートル につき1年	Aに0.006を乗 じて得た額	Aに0.008を乗 じて得た額
	Aに0.009を乗 じて得た額	Aに0.011を乗 じて得た額
	Aに0.011を乗 じて得た額	Aに0.015を乗 じて得た額
	Aに0.013を乗 じて得た額	Aに0.016を乗 じて得た額
	Aに0.006を乗 じて得た額	Aに0.008を乗 じて得た額

単 位	所 在 地			
	ア		イ	
	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
1本につき1年	1,000円	770円	1,050円	808円50銭
	1,600円	1,200円	1,680円	1,260円
	2,200円	1,600円	2,310円	1,680円
	930円	690円	976円50銭	724円50銭
	1,500円	1,100円	1,575円	1,155円
	2,100円	1,500円	2,205円	1,575円
	72円	53円	75円60銭	55円65銭
長さ1メートルにつき1 年	10円	7円	10円50銭	7円35銭
	5円	4円	5円25銭	4円20銭
1個につき1年	700円	520円	735円	546円

占有面積 1 平方メートル につき 1 年	480円	360円	504円	378円
1 個につき 1 年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
	600円	450円	630円	472円50銭
表示面積 1 平方メートル につき 1 年	2,000円	640円	2,100円	672円
占有面積 1 平方メートル につき 1 年	1,000円	1,000円	1,050円	1,050円
長さ 1 メートルにつき 1 年	48円	36円	50円40銭	37円80銭
	72円	53円	75円60銭	55円65銭
	95円	71円	99円75銭	74円55銭
	190円	140円	199円50銭	147円
	480円	360円	504円	378円
	950円	710円	997円50銭	745円50銭
占有面積 1 平方メートル につき 1 年	1,000円	1,000円	1,050円	1,050円
	A に 0.003 を乗じて得 た額		A に 0.00315 を乗じて 得た額	
	A に 0.005 を乗じて得 た額		A に 0.00525 を乗じて 得た額	
	A に 0.006 を乗じて得 た額		A に 0.0063 を乗じて得 た額	
	1,300円	430円	1,365円	451円50銭
	660円	210円	693円	220円50銭
	1,000円	1,000円	1,050円	1,050円
占有面積 1 平方メートル につき 1 日	20円	6円	21円	6円30銭

占有面積1平方メートル につき1月	200円	64円	210円	67円20銭
表示面積1平方メートル につき1月	200円	64円	210円	67円20銭
表示面積1平方メートル につき1年	2,000円	640円	2,100円	672円
1本につき1年	840円	810円	882円	850円50銭
1本につき1日	20円	6円	21円	6円30銭
1本につき1月	200円	64円	210円	67円20銭
その面積1平方メートル につき1日	20円	6円	21円	6円30銭
その面積1平方メートル につき1月	200円	64円	210円	67円20銭
1基につき1月	2,000円	640円	2,100円	672円
	980円	320円	1,029円	336円
占有面積1平方メートル につき1月	200円	64円	210円	67円20銭
	100円	100円	105円	105円
占有面積1平方メートル につき1年	Aに0.006 を乗じて 得た額	Aに0.008 を乗じて 得た額	Aに0.0063 を乗じて 得た額	Aに0.0084 を乗じて 得た額
	Aに0.009 を乗じて 得た額	Aに0.011 を乗じて 得た額	Aに0.00945 を乗じて 得た額	Aに0.01155 を乗じて 得た額
	Aに0.011 を乗じて 得た額	Aに0.015 を乗じて 得た額	Aに0.01155 を乗じて 得た額	Aに0.01575 を乗じて 得た額

A に 0.013 を乗じて 得た額	A に 0.016 を乗じて 得た額	Aに0.01365 を乗じて 得た額	Aに0.0168 を乗じて 得た額
A に 0.006 を乗じて 得た額	A に 0.008 を乗じて 得た額	Aに0.0063 を乗じて 得た額	Aに0.0084 を乗じて 得た額

に改める。

(島根県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第 5 条 島根県海岸占用料等徴収条例 (平成12年島根県条例第27号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 1 の規定により算定した額に1.05を乗じて得た」を「別表第 1 のア欄に定める額により算定した」に、「別表第 1 の規定により算定した額とする」を「別表第 1 のイ欄に定める額により算定した額とする」に改め、同条第 2 項中「に1.05を乗じて得た額」を削る。

別表第 1 中

占用料の額	
1 平方メートル 1 年につき	190円
1 平方メートル 1 年につき	190円
1 平方メートル 1 年につき	190円
1 本 1 年につき	640円
1 本 1 年につき	260円
1 本 1 年につき	330円
1 本 1 年につき	480円
1 平方メートル 1 年につき	100円
長さ 1 メートル 1 年につき	110円

を

長さ1メートル1年につき	260円
長さ1メートル1年につき	500円
1平方メートル1年につき	510円
1平方メートル1年につき	30円
1平方メートル1年につき	4円
1平方メートル1年につき	7円
1平方メートル1年につき	100円
1平方メートル1年につき	190円

占用料の額 (年額)		
	ア	イ
1平方メートルにつき	199円50銭	190円
1平方メートルにつき	199円50銭	190円
1平方メートルにつき	199円50銭	190円
1本につき	672円	640円
1本につき	273円	260円
1本につき	346円50銭	330円
1本につき	504円	480円
1平方メートルにつき	105円	100円
長さ1メートルにつき	115円50銭	110円
長さ1メートルにつき	273円	260円

に改める。

長さ 1 メートル につき	525円	500円
1 平方メートル につき	535円50銭	510円
1 平方メートル につき	31円50銭	30円
1 平方メートル につき	4 円20銭	4円
1 平方メートル につき	7 円35銭	7円
1 平方メートル につき	105円	100円
1 平方メートル につき	199円50銭	190円

別表第 2 中

1 立方メートルにつき	120円
1 立方メートルにつき	140円
1 立方メートルにつき	160円
1 立方メートルにつき	160円
1 個につき	60円
1 個につき80円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに20円を加えた額	

を

1 立方メートルにつき	126円
1 立方メートルにつき	147円

1 立方メートルにつき	168円
1 立方メートルにつき	168円
1 個につき	63円
1 個につき84円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円を加えた額	

に改める。

(島根県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第6条 島根県流水占用料等徴収条例(平成12年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、発電のため以外の流水の占用については、別表第1の規定により算定した額の流水占用料を納付しなければならない。

第2条第2項中「別表第2の規定により算定した額に1.05を乗じて得た」を「別表第2のア欄に定める額により算定した」に、「別表第2の規定により算定した額とする」を「別表第2のイ欄に定める額により算定した額とする」に改め、同条第3項中「に1.05を乗じて得た額」を削る。

別表第1 発電のため以外の流水占用の項を次のように改める。

発電のため以外の流水占用	工業又は鉱業の用に供するもの	毎秒1リットルにつき 6,195円
--------------	----------------	----------------------

別表第2中

占用料の額(年額)		
1平方メートルにつき	A	180円
	B	120円

1 平方メートルにつき	A	180円
	B	120円
1 平方メートルにつき	A	180円
	B	120円
1 平方メートルにつき	A	180円
	B	120円
1 平方メートルにつき	A	110円
	B	80円
1 メートルにつき	A	220円
	B	140円
1 メートルにつき	A	60円
	B	50円
1 平方メートルにつき	A	150円
	B	100円
1 平方メートルにつき	A	190円
	B	130円
1 本 1 年につき	A	560円
	B	410円
1 平方メートルにつき	A	260円
	B	170円
1 平方メートルにつき	A	9円
	B	7円
1 平方メートルにつき	A	4円
	B	3円
1 平方メートルにつき	A	30円
	B	20円

を

1 平方メートルにつき	A	16円
	B	16円

	占用料の額 (年額)			
	ア		イ	
1 平方メートル につき	A	189円	A	180円
	B	126円	B	120円
1 平方メートル につき	A	189円	A	180円
	B	126円	B	120円
1 平方メートル につき	A	189円	A	180円
	B	126円	B	120円
1 平方メートル につき	A	189円	A	180円
	B	126円	B	120円
1 平方メートル につき	A	115円50銭	A	110円
	B	84円	B	80円
1 メートルにつ き	A	231円	A	220円
	B	147円	B	140円
1 メートルにつ き	A	63円	A	60円
	B	52円50銭	B	50円
1 平方メートル につき	A	157円50銭	A	150円
	B	105円	B	100円
1 平方メートル につき	A	199円50銭	A	190円
	B	136円50銭	B	130円
1 本につき	A	588円	A	560円
	B	430円50銭	B	410円
1 平方メートル につき	A	273円	A	260円
	B	178円50銭	B	170円

に改める。

1 平方メートル につき	A	9円45銭	A	9円
	B	7円35銭	B	7円
1 平方メートル につき	A	4円20銭	A	4円
	B	3円15銭	B	3円
1 平方メートル につき	A	31円50銭	A	30円
	B	21円	B	20円
1 平方メートル につき	A	16円80銭	A	16円
	B	16円80銭	B	16円

別表第 3 中

1 立方メートルにつき	120円
1 立方メートルにつき	140円
1 立方メートルにつき	160円
1 立方メートルにつき	160円
1 個につき	60円
1 個につき80円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに20円を加えた額	

を

1 立方メートルにつき	126円
1 立方メートルにつき	147円
1 立方メートルにつき	168円
1 立方メートルにつき	168円
1 個につき	63円
1 個につき84円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円を加えた額	

に改める。

(島根県港湾施設条例の一部改正)

第7条 島根県港湾施設条例(昭和39年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「規定により算定した額とする」を「ア欄に定める額により算定した額とする」に、「規定により算定した額に1.05を乗じて得た」を「イ欄に定める額により算定した」に改める。

別表第2中

使用料の額	
1トン1日につき	3円
1トンにつき	4円65銭
1トンにつき	6円20銭
1トンにつき	6円20銭に24時間を超える12時間までごとに3円10銭を加算した額
1平方メートル1日につき	特等 22円
	2等 5円
15日までの期間 1平方メートル1日につき	特等 22円
	2等 5円
16日以上の期間 1平方メートル1日につき	特等 44円
	2等 10円
15日までの期間 1平方メートル1日につき	特等 22円
	2等 5円
16日から30日までの期間 1平方メートル1日につき	特等 44円
	2等 10円
31日以上の期間 1平方メートル1日につき	特等 66円
	2等 15円

1 平方メートル 1 年につき	特等 15,870円 2 等 2,520円
1 平方メートル 1 日につき	1 等 20円 2 等 10円
15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 20円 2 等 10円
16日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 30円 2 等 15円
15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 20円 2 等 10円
16日から30日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 30円 2 等 15円
31日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 40円 2 等 20円
1 平方メートル 1 年につき	1 等 8,200円 2 等 4,500円
1 平方メートル 1 日につき	18円
1 平方メートル 1 月につき	540円
1 平方メートル 1 月につき	1,360円
くん蒸 1 回につき	15,000円
1 月までの期間 1 平方メートル 1 月につき	13円
1 月を超える期間 1 平方メートル 1 月につき	20円
1 月までの期間 1 平方メートル 1 月につき	5円

を

1月を超え2月までの期間 1平方メートル1月につき		7円
2月を超える期間 1平方メートル1日につき		26円
10平方メートル1日につき	甲港湾	31円
	乙港湾	20円
15日までの期間 10平方メートル1日につき	甲港湾	31円
	乙港湾	20円
16日以上の期間 10平方メートル1日につき	甲港湾	36円
	乙港湾	25円
10平方メートル1日につき	甲港湾	20円
	乙港湾	10円
15日までの期間 10平方メートル1日につき	甲港湾	20円
	乙港湾	10円
16日以上の期間 10平方メートル1日につき	甲港湾	25円
	乙港湾	15円
1平方メートル1月につき		17円
1個1時間につき		170円
1平方メートル1月につき	甲港湾	62円
	乙港湾	39円

	使用料の額	
	ア	イ
1トン1日につき	3円	3円15銭
1トンにつき	4円65銭	4円88銭
1トンにつき	6円20銭	6円51銭

1 トンにつき	6 円20銭に24時間 を超える12時間ま でごとに 3 円10銭 を加算した額	6 円51銭に24時間 を超える12時間ま でごとに 3 円25銭 を加算した額
1 平方メートル 1 日につき	特等 22円 2 等 5円	特等 23円10銭 2 等 5円25銭
15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	特等 22円 2 等 5円	特等 23円10銭 2 等 5円25銭
16日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	特等 44円 2 等 10円	特等 46円20銭 2 等 10円50銭
15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	特等 22円 2 等 5円	特等 23円10銭 2 等 5円25銭
16日から30日ま での期間 1 平方メートル 1 日につき	特等 44円 2 等 10円	特等 46円20銭 2 等 10円50銭
31日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	特等 66円 2 等 15円	特等 69円30銭 2 等 15円75銭
1 平方メートル 1 年につき	特等 15,870円 2 等 2,520円	特等 16,663円50銭 2 等 2,646円
1 平方メートル 1 日につき	1 等 20円 2 等 10円	1 等 21円 2 等 10円50銭

15日までの期間 1平方メートル 1日につき	1等 20円 2等 10円	1等 21円 2等 10円50銭
16日以上の間 1平方メートル 1日につき	1等 30円 2等 15円	1等 31円50銭 2等 15円75銭
15日までの期間 1平方メートル 1日につき	1等 20円 2等 10円	1等 21円 2等 10円50銭
16日から30日ま での期間 1平方メートル 1日につき	1等 30円 2等 15円	1等 31円50銭 2等 15円75銭
31日以上の間 1平方メートル 1日につき	1等 40円 2等 20円	1等 42円 2等 21円
1平方メートル 1年につき	1等 8,200円 2等 4,500円	1等 8,610円 2等 4,725円
1平方メートル 1日につき	18円	18円90銭
1平方メートル 1月につき	540円	567円
1平方メートル 1月につき	1,360円	1,428円
くん蒸1回につ き	15,000円	15,750円

に、

1 月までの期間 1 平方メートル 1 月につき		13円		13円65銭
1 月を超える期 間 1 平方メートル 1 月につき		20円		21円
1 月までの期間 1 平方メートル 1 月につき		5円		5円25銭
1 月を超え 2 月 までの期間 1 平方メートル 1 月につき		7円		7円35銭
2 月を超える期 間 1 平方メートル 1 日につき		26円		27円30銭
10平方メートル 1 日につき	甲港湾	31円	甲港湾	32円55銭
	乙港湾	20円	乙港湾	21円
15日までの期間 10平方メートル 1 日につき	甲港湾	31円	甲港湾	32円55銭
	乙港湾	20円	乙港湾	21円
16日以上の期間 10平方メートル につき	甲港湾	36円	甲港湾	37円80銭
	乙港湾	25円	乙港湾	26円25銭

10平方メートル 1日につき	甲港湾	20円	甲港湾	21円
	乙港湾	10円	乙港湾	10円50銭
15日までの期間 10平方メートル 1日につき	甲港湾	20円	甲港湾	21円
	乙港湾	10円	乙港湾	10円50銭
16日以上の期間 10平方メートル 1日につき	甲港湾	25円	甲港湾	26円25銭
	乙港湾	15円	乙港湾	15円75銭
1平方メートル 1月につき		17円		17円85銭
1個1時間につ き		170円		178円50銭
1平方メートル 1月につき	甲港湾	62円	甲港湾	65円10銭
	乙港湾	39円	乙港湾	40円95銭

1時間につき	11,650円
1時間につき	5,000円
1平方メートル1月につき	甲港湾 62円
	乙港湾 39円
1本1年につき	甲港湾 1,000円
	乙港湾 770円
1本1年につき	甲港湾 1,600円
	乙港湾 1,200円
1本1年につき	甲港湾 2,200円
	乙港湾 1,600円
1本1年につき	甲港湾 930円
	乙港湾 690円

1 本 1 年につき	甲港湾	1,500円
	乙港湾	1,100円
1 本 1 年につき	甲港湾	2,100円
	乙港湾	1,500円
1 本 1 年につき	甲港湾	72円
	乙港湾	53円
長さ 1 メートル 1 年につき	甲港湾	48円
	乙港湾	36円
長さ 1 メートル 1 年につき	甲港湾	72円
	乙港湾	53円
長さ 1 メートル 1 年につき	甲港湾	95円
	乙港湾	71円
長さ 1 メートル 1 年につき	甲港湾	190円
	乙港湾	140円
長さ 1 メートル 1 年につき	甲港湾	480円
	乙港湾	360円
長さ 1 メートル 1 年につき	甲港湾	950円
	乙港湾	710円
表示面積 1 平方メートル 1 年につき		4,400円

を

1 時間につき	11,650円	12,232円50銭
1 時間につき	5,000円	5,250円
1 平方メートル 1 月につき	甲港湾 62円 乙港湾 39円	
1 本 1 年につき	甲港湾 1,000円 乙港湾 770円	

1本1年につき	甲港湾 1,600円 乙港湾 1,200円	
1本1年につき	甲港湾 2,200円 乙港湾 1,600円	
1本1年につき	甲港湾 930円 乙港湾 690円	
1本1年につき	甲港湾 1,500円 乙港湾 1,100円	
1本1年につき	甲港湾 2,100円 乙港湾 1,500円	
1本1年につき	甲港湾 72円 乙港湾 53円	
長さ1メートル 1年につき	甲港湾 48円 乙港湾 36円	
長さ1メートル 1年につき	甲港湾 72円 乙港湾 53円	
長さ1メートル 1年につき	甲港湾 95円 乙港湾 71円	
長さ1メートル 1年につき	甲港湾 190円 乙港湾 140円	
長さ1メートル 1年につき	甲港湾 480円 乙港湾 360円	
長さ1メートル 1年につき	甲港湾 950円 乙港湾 710円	
表示面積1平方 メートル1年に つき	4,400円	4,620円

に改める。

(港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例の一部改正)

第 8 条 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例 (平成12年島根県条例第29号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の占用料等の額は、別表に定める額により算出した額とする。

別表の 2 の表中

1 立方メートルにつき	120円
1 立方メートルにつき	140円
1 立方メートルにつき	160円
1 立方メートルにつき	160円
1 個につき	60円
1 個につき80円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに20円を加えた額	

を

1 立方メートルにつき	126円
1 立方メートルにつき	147円
1 立方メートルにつき	168円
1 立方メートルにつき	168円
1 個につき	63円
1 個につき84円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円を加えた額	

に改める。

(島根県空港条例の一部改正)

第 9 条 島根県空港条例 (昭和40年島根県条例第19号) の一部を次のように改正する。

第14条第 2 項中「に定める着陸料等の額にそれぞれ1.05を乗じて得た」を

「のア欄に定める」に改め、「同表」の次に「のイ欄」を加える。

第15条第2項中「に定める使用料の額に1.05を乗じて得た」を「のア欄に定める」に、「別表第3に定める額」を「別表第3のイ欄に定める額」に改める。

附則第2項中「、「それぞれ」とあるのは「3分の2を乗じて得た額に」と」を削る。

別表第2中表の部分を次のように改める。

種 別	金 額		
	ア	イ	
着陸料	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額		
	(1) 航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額		
	25トン以下の重量については、1トンごとに	1,155円	1,100円
	25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに	1,575円	1,500円
	100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに	1,785円	1,700円
	200トンを超える重量については、1トンごとに	1,890円	1,800円
	(2) 航空機の騒音値を相加平均して得た値（当該値に1EPNデシベル未満の端数があるときは、当該端数は、1EPNデシベルとして計算する。）から83EPNデシベルを減じた値1EPNデシベルにつき	3,570円	3,400円

	<p>2 ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機については、着陸 1 回ごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 436 1023 568">(1) 6 トン以下の航空機については、当該重量に対し</td> <td data-bbox="1023 436 1182 568">1,050円</td> <td data-bbox="1182 436 1340 568">1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="443 568 1340 633">(2) 6 トンを超える航空機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 633 1023 766">6 トン以下の重量については、当該重量に対し</td> <td data-bbox="1023 633 1182 766">735円</td> <td data-bbox="1182 633 1340 766">700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 766 1023 902">6 トンを超える重量については、1 トンごとに</td> <td data-bbox="1023 766 1182 902">619円50銭</td> <td data-bbox="1182 766 1340 902">590円</td> </tr> </table>	(1) 6 トン以下の航空機については、当該重量に対し	1,050円	1,000円	(2) 6 トンを超える航空機			6 トン以下の重量については、当該重量に対し	735円	700円	6 トンを超える重量については、1 トンごとに	619円50銭	590円												
(1) 6 トン以下の航空機については、当該重量に対し	1,050円	1,000円																							
(2) 6 トンを超える航空機																									
6 トン以下の重量については、当該重量に対し	735円	700円																							
6 トンを超える重量については、1 トンごとに	619円50銭	590円																							
<p>停留料</p>	<p>停留時間24時間までごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="443 1034 1340 1099">(1) 23トン以下の航空機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1099 1023 1232">3 トン以下の重量については、当該重量に対し</td> <td data-bbox="1023 1099 1182 1232">850円50銭</td> <td data-bbox="1182 1099 1340 1232">810円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1232 1023 1364">3 トンを超え 6 トン以下の重量については、当該重量に対し</td> <td data-bbox="1023 1232 1182 1364">850円50銭</td> <td data-bbox="1182 1232 1340 1364">810円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1364 1023 1496">6 トンを超え23トン以下の重量については、1 トンごとに</td> <td data-bbox="1023 1364 1182 1496">31円50銭</td> <td data-bbox="1182 1364 1340 1496">30円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="443 1496 1340 1561">(2) 23トンを超える航空機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1561 1023 1693">25トン以下の重量については、1 トンごとに</td> <td data-bbox="1023 1561 1182 1693">94円50銭</td> <td data-bbox="1182 1561 1340 1693">90円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1693 1023 1825">25トンを超え100トン以下の重量については、1 トンごとに</td> <td data-bbox="1023 1693 1182 1825">84円</td> <td data-bbox="1182 1693 1340 1825">80円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1825 1023 1957">100トンを超える重量については、1 トンごとに</td> <td data-bbox="1023 1825 1182 1957">73円50銭</td> <td data-bbox="1182 1825 1340 1957">70円</td> </tr> </table>	(1) 23トン以下の航空機			3 トン以下の重量については、当該重量に対し	850円50銭	810円	3 トンを超え 6 トン以下の重量については、当該重量に対し	850円50銭	810円	6 トンを超え23トン以下の重量については、1 トンごとに	31円50銭	30円	(2) 23トンを超える航空機			25トン以下の重量については、1 トンごとに	94円50銭	90円	25トンを超え100トン以下の重量については、1 トンごとに	84円	80円	100トンを超える重量については、1 トンごとに	73円50銭	70円
(1) 23トン以下の航空機																									
3 トン以下の重量については、当該重量に対し	850円50銭	810円																							
3 トンを超え 6 トン以下の重量については、当該重量に対し	850円50銭	810円																							
6 トンを超え23トン以下の重量については、1 トンごとに	31円50銭	30円																							
(2) 23トンを超える航空機																									
25トン以下の重量については、1 トンごとに	94円50銭	90円																							
25トンを超え100トン以下の重量については、1 トンごとに	84円	80円																							
100トンを超える重量については、1 トンごとに	73円50銭	70円																							

使用料の額 (年額)	
長さ 1 メートルにつき	53円
1 本につき	1,500円
当該設置に係る土地の評価額に100分の 3 を乗じて得た額	
当該使用に係る土地の評価額に100分の 3 を乗じて得た額	
当該使用に係る建物又はその部分の評価額に100分の 6 を乗じて得た額と当該建物又はその部分の敷地について土地の評価額に100分の 3 を乗じて得た額との合計額	

を

使用料の額 (年額)		
	ア	イ
長さ 1 メートルにつき	55円65銭	53円
1 本につき	1,575円	1,500円
	当該設置に係る土地の評価額に0.0315を乗じて得た額	当該設置に係る土地の評価額に0.03を乗じて得た額
	当該使用に係る土地の評価額に0.0315を乗じて得た額	当該使用に係る土地の評価額に0.03を乗じて得た額
	当該使用に係る建物又はその部分の評価額に0.063を乗じて得た額と当該建	当該使用に係る建物又はその部分の評価額に0.06を乗じて得た額と当該建物

に改める。

	物又はその部分 の敷地について 土地の評価額に 0.0315を乗じて 得た額との合計 額	又はその部分の 敷地について土 地の評価額に 0.03を乗じて得 た額との合計額
--	---	--

(島根県立都市公園条例の一部改正)

第10条 島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「別表第 2 の使用料」を「別表第 2 のア欄に定める使用料」に、「その額に1.05を乗じて得た額」を「別表第 2 のイ欄に定める使用料」に改め、同項第 2 号中「別表第 3 の占用料」を「別表第 3 のア欄に定める占用料」に、「その額に1.05を乗じて得た額」を「別表第 3 のイ欄に定める占用料」に改める。

別表第 2 中表の部分を次のように改める。

区 分	単 位	使 用 料	
		ア	イ
営業行為を行 う場合	1 日 1 平方メー トルにつき	500円以下で知事が定める額	
その他の場合	1 日10平方メー トルにつき	39円	40円95銭

別表第 3 中

単 位	占用料
-----	-----

1年1本につき		3,000円
1年1本につき		1,500円
1年1平方メートルにつき		880円
1年1個につき		3,000円
1年1メートルにつき	市 部	48円
	町村部	36円
1年1メートルにつき	市 部	72円
	町村部	53円
1年1メートルにつき	市 部	95円
	町村部	71円
1年1メートルにつき	市 部	190円
	町村部	140円
1年1メートルにつき	市 部	480円
	町村部	360円
1年1メートルにつき	市 部	950円
	町村部	710円
1年1個につき	市 部	600円
	町村部	450円
1年1個につき	市 部	1,400円
	町村部	1,100円
1日10平方メートルにつき		39円

を

つき	
----	--

単 位	占 用 料			
	ア		イ	
	市部	町村部	市部	町村部
1 年 1 本に つき	3,000円	3,000円	3,150円	3,150円
1 年 1 本に つき	1,500円	1,500円	1,575円	1,575円
1 年 1 平方 メートルに つき	880円	880円	924円	924円
1 年 1 個に つき	3,000円	3,000円	3,150円	3,150円
1 年 1 メー トルにつき	48円	36円	50円40銭	37円80銭
1 年 1 メー トルにつき	72円	53円	75円60銭	55円65銭
1 年 1 メー トルにつき	95円	71円	99円75銭	74円55銭
1 年 1 メー トルにつき	190円	140円	199円50銭	147円
1 年 1 メー トルにつき	480円	360円	504円	378円
1 年 1 メー トルにつき	950円	710円	997円50銭	745円50銭

に改める。

1年1個につき	600円	450円	630円	472円50銭
1年1個につき	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
1日10平方メートルにつき	39円	39円	40円95銭	40円95銭

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

肥飼料検査所の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第8号

肥飼料検査所の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア中「肥飼料検査所」を「農業試験場、畜産試験場」に改める。

(島根県農業試験場分析手数料条例の一部改正)

第2条 島根県農業試験場分析手数料条例(昭和26年島根県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条中「通り」を「とおり」に改める。

別表中

4	その他	1 試料 1 項目につき	2,360円	を
---	-----	--------------	--------	---

4	肥料 分析	(1) 水素イオン濃度	1 試料につき	1,130円	に
		(2) 水分	1 試料につき	1,190円	
		(3) 塩素	1 試料につき	1,960円	
		(4) く溶性マンガ ^ン 又はく溶性 性苦土	1 試料 1 項目につき	1,990円	
		(5) 水溶性りん酸	1 試料につき	2,050円	
		(6) 水溶性加里	1 試料につき	2,290円	
		(7) 水溶性窒素	1 試料につき	2,340円	
		(8) 可溶性けい酸	1 試料につき	2,580円	
		(9) 炭素全量	1 試料につき	2,610円	
		(10) りん酸全量	1 試料につき	3,030円	
		(11) アンモニア態窒素	1 試料につき	3,070円	
		(12) 硝酸態窒素	1 試料につき	3,160円	
		(13) 加里全量、苦土全量又は 石灰全量	1 試料 1 項目につき	3,270円	
		(14) 窒素全量	1 試料につき	3,300円	
		(15) アルカリ分又は亜鉛全量	1 試料 1 項目につき	3,330円	
		(16) 水銀	1 試料につき	4,100円	
		(17) カドミウム又は銅全量	1 試料 1 項目につき	4,950円	
		(18) 砒 ^ひ 素	1 試料につき	7,310円	
5	その他	1 試料 1 項目につき	2,360円		

改める。

(島根県立畜産試験場条例の一部改正)

第3条 島根県立畜産試験場条例（昭和39年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(4) 飼料の分析を受けようとする者 別表第3に定める額

第6条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

分析の方法	分析の項目	金 額
1 近赤外線 による分析 法	水分、粗たんぱく質、粗脂肪、 粗繊維及び粗灰分	1 試料につき 1,580円
2 化学的分 析法	(1) 水分、粗たんぱく質、粗 脂肪、粗繊維及び粗灰分	1 試料につき 7,570円
	(2) その他	1 試料 1 項目につき 2,360円

(島根県肥飼料検査所分析手数料条例の廃止)

第4条 島根県肥飼料検査所分析手数料条例（平成2年島根県条例第8号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(島根県肥飼料検査所分析手数料条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第4条の規定による廃止前の島根県肥飼料検査所分析手数料条例第1条の規定による分析の依頼は、第2条の規定による改正後の島根県農業試験場分析手数料条例（以下「新農業試験場条例」という。）第1条又は第3条の規定による改正後の島根県立畜産試験場条例（以下「新畜産試

験場条例」という。) 第 4 条第 4 号の規定による分析の依頼とみなす。この場合において、当該分析に係る手数料の額については、新農業試験場条例第 2 条又は新畜産試験場条例第 4 条第 4 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第 9 号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費に関する条例 (昭和27年島根県条例第11号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「定が」を「定めが」に改める。

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 4 条第 2 項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第 3 項中「取消」を「取消し」に改め、同条第 4 項中「提示して」を「提示」に改める。

第 5 条第 1 項中「因り」を「より」に改める。

第 6 条第 1 項中「及び扶養親族移転料」を「、扶養親族移転料及び旅行雑費」に改め、同条第 5 項から第 9 項までの規定中「当り」を「当たり」に改め、同条に次の 1 項を加える。

12 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ 1 日当たりの定額により支給する。

第 7 条中「因り」を「より」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 2 項」に改める。

第12条中「、職務の級の変更」を削る。

第14条第 1 項中「特別車両料金並びに」を削り、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「第 1 号」を「前号」に改め、「及び前号に規定する特別車両料金」を削り、同号を同項第 2 号とし、同条第 3 項中「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 2

号」に改める。

第15条第1項第1号中「上級の運賃」を「中級の運賃（本土と隠岐島の間又は隠岐郡内の水路旅行の場合には、下級の運賃）」に、同項第2号中「上級」を「下級」に改める。

第18条及び第19条を次のように改める。

(日当)

第18条 日当の額は、1日につき2,200円とする。

2 日当は、公用の交通機関を利用して旅行した場合は、第6条第6項の規定にかかわらず、支給しない。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額による。

(1) 甲地方（東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち知事が定める地域その他これらに準ずる地域で知事が定めるものをいう。）

1夜につき10,900円

(2) 乙地方（甲地方以外の地域をいう。） 1夜につき9,800円

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなして前項の規定を適用する。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

第20条第1項中「別表の定額による」を「1夜につき2,200円とする」に改める。

第22条中「別表の」を「第18条第1項に規定する」に改め、「応じた」の次に「第19条第1項に規定する」を加える。

第23条第1項第1号及び第2号中「こえる」を「超える」に改める。

第24条を次のように改める。

(旅行雑費)

第24条 旅行雑費の額は、1日につき1,000円以内で知事が別に定める額とす

る。

- 2 日当が支給される旅行を行った日については、第 6 条第12項の規定にかかわらず、旅行雑費を支給しない。
- 3 旅行雑費の支給を受ける者の範囲、支給条件及び支給方法は、知事が別に定める。

第25条中「又は当該旅費を基準とする日額旅費」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、当該鉄道賃、船賃又は車賃
 - (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、第19条に規定する宿泊料
 - (3) 次条第 2 号に該当する場合には、同号に規定する移転料
- 第25条に次の 1 号を加える。
- (4) 前条に規定する旅行雑費

第26条第 1 号中「困り」を「より」に改め、「の 2 分の 1 に相当する額」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第27条第 2 号中「且つ」を「かつ」に改める。

第29条中「定が」を「定めが」に改める。

第29条の 2 中「つど」を「都度」に改める。

第30条第 1 項中「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第 2 項中「こえる」を「超える」に改める。

第32条を第33条とし、第31条の次に次の 1 条を加える。

(航海日当)

第32条 旅行のうち、職員が船舶の乗組員として航行する旅行については、第 6 条第 1 項に掲げる旅費に代え、航海日当を支給する。

- 2 航海日当の支給を受ける者の範囲、支給額、支給条件及び支給方法は、知事が別に定める。ただし、その額は、当該航海日当の性質に応じ、第 6 条第 1 項に掲げる旅費の額についてこの条例に定める基準を超えることができない

い。

附則第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第21条関係)

区分	鉄道50 キロメー トル未満	鉄道50 キロメー トル以上 100キロ メートル 未満	鉄道100 キロメー トル以上 300キロ メートル 未満	鉄道300 キロメー トル以上 500キロ メートル 未満	鉄道500 キロメー トル以上 1,000キ ロメー トル未満	鉄道1,0 00キロメ ートル以 上1,500 キロメー トル未満	鉄道1,5 00キロメ ートル以 上2,000 キロメー トル未満	鉄道2,0 00キロメ ートル以 上
金額	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備考 路程の計算については、水路4分の1キロメートル、陸路1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 知事、副知事及び出納長に対し支給する鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、職員の旅費に関する条例(昭和27年島根県条例第11号)第14条第1項各号列記以外の部分中「座席指定料金」とあるのは「特別車両料金並びに座席指定料金」と、同項第2号中「座席指定料金」とあるのは「特別車両料金及び座席指定料金」とし、上級の運賃を徴する船舶による旅行の場合には、同条例第15条第1項第1号中「中級の運賃(本土と隠岐島の間又は隠岐郡内の水路旅行の場合には、下級の運賃)」とあるのは「上級の運賃」と、同項第2号中「下級の運賃」とあるのは「上級の運賃」として、これらの規定を適用する。

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第 3 条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「特別車両料金並びに」を削り、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「第 1 号」を「前号」に改め、「及び前号に規定する特別車両料金」を削り、同号を同項第 2 号とし、同条第 2 項第 1 号中「上級の運賃」を「中級の運賃（本土と隠岐島の間又は隠岐郡内の水路旅行の場合には、下級の運賃）」に、同項第 2 号中「上級」を「下級」に改め、同条第 4 項の表の備考を削り、同条第 5 項中「こえない」を「超えない」に改める。

附則第 6 項を削る。

（議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

第 4 条 議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例（平成14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

3 鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第11号）第14条第 1 項各号列記以外の部分中「座席指定料金」とあるのは「特別車両料金並びに座席指定料金」と、同項第 2 号中「座席指定料金」とあるのは「特別車両料金及び座席指定料金」とし、上級の運賃を徴する船舶による旅行の場合には、同条例第15条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「中級の運賃（本土と隠岐島の間又は隠岐郡内の水路旅行の場合には、下級の運賃）」とあるのは「上級の運賃」と、同項第 2 号中「下級の運賃」とあるのは「上級の運賃」として、これらの規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例、特別職の職員の給与等に関する条例、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例及び議会の議員の報

酬及び費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 3 市町村立学校職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第31条」を「第32条」に改める。

附則第2項を削る。

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第10号

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

参考人等に対する費用弁償等支給条例（昭和32年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律（明治23年法律第29号）第795条第1項」を「仲裁法（平成15年法律第138号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第11号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改

正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条中「10万円」を「20万円」に改める。

別表第 1 の備考中「別表第 1」を「別表第 2」に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第12号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条の11第 2 項中「第 9 条の 5」の次に「、第11条」を加える。

別表第 6 の 4 級の項中「係長」を「主任主事若しくは主任技師」に、「これ」を「これら」に改め、同表 5 級の項中「困難な業務を所掌する係長」を「主任」に改め、同表 6 級の項及び 7 級の項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

別表第11の 3 級の項及び 4 級の項中「係長」を「主任」に改め、同表 6 級の項及び 7 級の項中「家畜保健衛生所の所長若しくは病院の局長の職務又はこれらに」を「地方機関の長の職務又はこれに」に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、第15条の11第 2 項の改正規定は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第13号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「、通勤による傷病による休職及び職員を知事が別に定める法人その他の団体の業務に従事させるための」を「及び通勤による傷病による」に改め、同条第 5 項第 2 号中「公務員」の次に「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人の役職員を含む。）」を加える。

第 5 条の 4 の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第 1 項中「職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて」の次に「一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）」、地方公社（」を加え、「（以下「地方公社」という。）又は」を「をいう。）又は公庫等（」に、「（以下「公庫等」という。）（」を「をいう。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）で、」に改め、「に限る。）」を削り、「職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ」の次に「、退職手当を支給されないで」を加え、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第 2 項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 地方独立行政法人法第59条第 2 項の規定により職員が同項に規定する移行型

一般地方独立行政法人（以下「移行型一般地方独立行政法人」という。）の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第 2 項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第11条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第 1 項中「国又は他の地方公共団体に就職した」を「国家公務員等（第 5 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者をいう。以下同じ。）となった」に、「国又は当該地方公共団体の退職手当に関する規定」を「、国家公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第48条第 2 項又は第51条第 2 項に規定する基準をいう。）」に、「その者の国又は当該地方公共団体における」を「国家公務員等としての」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

- 21 平成16年 3 月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第 1 の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第 4 条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者

が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 22 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）又は国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）の規定により統合された国立大学及び同法の規定により廃止される国立短期大学を含む。）の職員が、第5条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第5条第4項に規定する知事が定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職の期間がある職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第14号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次の

ように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第26号までを 1 号ずつ繰り上げ、第27号を削り、第28号を第26号とし、第29号から第36号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 9 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1 月につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 14,800円 (人事委員会規則で定める作業に従事したときは、当該額に 1 日につき420円を加算した額)
- (2) 管理職員 13,300円 (人事委員会規則で定める作業に従事したときは、当該額に 1 日につき420円を加算した額)

第11条第 1 項第 9 号中「及び12月 1 日から翌年の 3 月31日まで」を削り、同項第10号から第12号までを次のように改める。

(10)から(12)まで 削除

第11条第 1 項第15号中「隠岐空港管理所」及び「石見空港管理所」を削り、同条第 2 項第 9 号から第11号までを次のように改める。

(9)から(11)まで 削除

第13条を次のように改める。

(特殊環境施設業務従事手当)

第13条 特殊環境施設業務従事手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) ダム管理所に勤務する職員が当該施設においてその業務に従事したとき。
- (2) 宍道湖流域下水道管理事務所に勤務する職員が著しく臭気が発生する施設 (人事委員会規則で定めるものに限る。) においてその業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の業務 1 月につき12,300円

(2) 前項第2号の業務 1日につき320円

第17条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 740円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(2) 前項第2号及び第3号の作業 370円

第18条第1項第1号中「浄化センター」を「宍道湖流域下水道管理事務所」に改め、「(人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第23条第1項第2号イ中「護送」を「移送」に改める。

第27条第2項第1号中「55,000円」を「35,000円」に改め、同項第2号中「45,000円」を「25,000円」に改め、同項第3号中「30,000円」を「10,000円」に改める。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第39条第4項の表第1号中「第4号及び」を削り、同条第5項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第39条第5項を削る改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第27条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間に限り、同項第1号中「35,000円」とあるのは「45,000円(中央病院の院長にあっては、27,500円)」と、同項第2号中「25,000円」とあるのは「35,000円」と、同項第3号中「10,000円」とあるのは「20,000円」とする。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第15号

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例 (平成14年島根県条例第77号)
の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人島根ふれあい環境財団二十一」を「財団法人島根ふれあい環
境財団二十一」に、「財団法人ふれあいの里奥出雲財団」を「社団法人島根県観
光開発公社」に、「財団法人島根県観光開発公社」を「社団法人島根県観
光開発公社」に、「財団法人島根県勤労福祉事業団」を「島根県土地開発公社」
に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第16号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
知事等の給料の特例に関する条例 (平成15年島根県条例第14号) の一部を次の
ように改正する。

第 1 条中「100分の10」を「100分の20」に改める。

第 2 条及び第 3 条中「100分の7」を「100分の15」に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の知事等の

給料の特例に関する条例の規定は、平成16年4月分以後の給料の月額について適用する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第17号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第51条第3号中「）又は精神」の次に「等」を加え、「身体障害者で年齢が18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。」を「身体障害者又は精神障害者が所有する自動車がない場合にあつては、当該身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車」に改める。

第63条第2号中「身体障害者で年齢が18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。」を「身体障害者又は精神障害者が所有する自動車がない場合にあつては、当該身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が取得した自動車」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第51条第3号の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 3 新条例第63条第2号の規定は、平成17年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課す

る自動車取得税については、なお従前の例による。

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第18号

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例

島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「試験、研究、技術指導等を行い」を「試験分析、研究開発、技術支援等を行うことにより」に、「普及」を「県内企業への普及を推進し、もって本県産業の振興」に改め、同条第 2 項中「分場」を「支所」に、「浜田工業技術指導所」を「浜田技術センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第19号

島根県風致地区条例の一部を改正する条例

島根県風致地区条例（昭和45年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「維持するため」の次に「、面積が10ヘクタール以上の風致地区について」を加える。

第 2 条第 1 項第 2 号中「形質の変更」の次に「（以下「宅地の造成等」とい

う。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

第2条第2項第7号及び第9号中「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同項第12号イ(ウ)及びイ(オ)中「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同号イに次のように加える。

- (ホ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの

第2条第2項第12号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの

第2条第3項中「又は県の機関（）」を「、県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づきこの条例の規定により知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下「国等」という。）の機関（）」に、「公団等」を「独立行政法人等」に、「当該国又は県」を「当該国等」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 独立行政法人都市再生機構

第2条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構

第2条第3項第9号及び第10号を次のように改める。

- (9) 独立行政法人環境再生保全機構

- (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第3条第25号中「第12条第1項」を「第120条第1項」に、「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改める。

第4条第1項中「適合しない」を「適合する」に、「してはならない」を「する」に改め、同項第1号ウ(ア)及び第3号ウ(ア)中「建築面積の敷地面積に対する割

合」を「建ぺい率」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) 宅地の造成等については、次の要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 木竹が保存され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、10分の 3 以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 宅地の造成等を行う土地の区域の面積が 1 ヘクタールを超えるものにあつては、次に掲げる要件に該当すること。

(ア) 高さが 5 メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないこと。
ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(イ) 区域の面積が 1 ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に必要であるものとして、あらかじめ、知事が指定したものの伐採を伴わないこと。

エ 1 ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずる^{のり}法が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。

第 4 条第 1 項第 8 号を次のように改める。

(8) 水面の埋立て又は干拓については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の^{ぼう}地貌が、当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支

障を及ぼすおそれが少ないこと。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積^{たい}については、堆積^{たい}を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項第4号及び第9号の改正規定は平成16年4月1日から、同項第1号の改正規定は平成16年7月1日から、同項第10号の改正規定は中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成14年法律第146号）の施行の日から、第3条第25号の改正規定は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第20号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中 「上 島 団 地
神 西 団 地」 を「上 島 団 地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の

一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第21号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和47年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「及び12月 1 日から翌年の 3 月31日まで」を削る。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第22号

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例(昭和39年島根県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表中「111,600円」を「115,200円」に、「24,000円」を「25,200円」に改め、別表第 2 の 2 の表中「800円」を「830円」に、「190円」を「200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に島根県立の高等学校に在学している

者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日以後において、編入学し、転学し、又は転籍した者に係る授業料の額は、この条例による改正後の島根県立高等学校等条例別表第2の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第23号

県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例

県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,885人」を「1,859人」に、「226人」を「220人」に、「809人」を「816人」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第24号

市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,597人」を「5,489人」に、「456人」を「443人」に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第25号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「69人」を「70人」に、「142人」を「143人」に、「787人」を「798人」に、「412人」を「419人」に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第26号

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

島根県警察本部の内部組織に関する条例（昭和36年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 2 号を加える。

- (6) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (7) 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第27号

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

「平成15年4月1日」を「平成16年4月1日」に、「100分の10」を「100分の20」に、「100分の7」を「100分の15」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。